

成田市市場取引委員会会議録

1 開催日時

令和元年10月15日（火）午後1時30分～2時30分

2 開催場所

成田市飯仲42番地2

成田市公設地方卸売市場 管理事務所2階会議室

3 出席者

（委員）

青野勝行会長、篠原圭助委員、大木基弘委員、小泉嘉美委員、
橋本秀規委員、廣野安弘委員、佐々木正幸委員、小宮山四郎委員、
鞍橋隆志委員

（事務局）

五十嵐昭夫部長、金光公太場長、河野雅祐主幹、郡司芳己係長、
伊藤敬之副主査、小堀哲主査

4 議題

- （1）令和2年臨時休開市日について
- （2）卸売市場法改正に伴う成田市条例等の改正について
- （3）その他

5 議事（要旨）

- （1）令和2年臨時休開市日（案）について事務局より説明があった。東京中央卸売市場の臨時休開市日と原則的に同様（12月30日のみ青果部臨時休市）だが、変則的に青果部及び水産物部それぞれが単独で営業することとなる9月21日から23日について、日程確認の質疑があった。審議の結果、案のとおりとすることが決定された。
- （2）卸売市場法改正に伴う成田市条例等の改正について、市場関係者との意見交換等を基に作成した「その他の取引ルール」の方針及びその運用にあたり必要となる手続き等の案について説明があった。また、本会での意見等を踏まえ、条例の案文を作成したのち、成田市公設地方卸売市場運営審議会での諮問を経て、令和2年3月議会に上程する運びとなることが伝えられた。

その他の取引ルールの設定方針案等について（概要）

項目	適用対象者	条例改正の方針案及び新たに設定する遵守事項等
第三者販売の禁止	卸売業者	<p>改正方針案：</p> <p>原則の規定を維持し、事前届出した第三者への販売を可とする例外規定を追加する</p> <p>遵守事項等：</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲卸業者及び買受人以外に卸売をしようとする場合は、事前に届け出なければならない。 届出を受けた相手方の名称については、公表する。 事前届出による第三者販売の際は、仲卸業者及び買受人の買受けを不当に制限しないこと。また、販売方法は相対取引によること。 事前届出により第三者販売を行った数量及び金額については、毎月報告しなければならない。
直荷引きの禁止	仲卸業者	<p>改正方針案：</p> <p>本市場の卸売業者からの買入れを努力義務に変更し、直荷引きによる売上高割使用料に関する規定を、仕入高に準じた規定へ修正し、掛率を見直す。</p> <p>遵守事項等：</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市場の卸売業者以外の者から買い入れた数量、金額及び仕入先については、毎月報告しなければならない。 報告を受けた直荷引きの数量、金額及び仕入先については、公表する。
商物一致の原則	卸売業者	<p>改正方針案：</p> <p>規定を削除</p>
受託拒否の禁止	卸売業者	<p>改正方針案：</p> <p>現行規定を維持</p>

[委員質疑対応]

【廣野委員（大都魚類株式会社成田支社）】

- ・直荷引きの禁止について、ルールを守れなかった場合の罰則はあるのか？

→直荷引きに限った罰則規定としては特に設けていないが、新たにルールを定める以上、遵守していただくよう対応していく所存である。

- ・市の収入の減少に繋がるので、しっかりやっていただきたい。

6 傍聴
2名

7 次回開催日時（予定）
未定